

(※現時点の案であり、契約にあたっては、一部変更となる場合があります。)

契 約 書 (案)

令和8年度大分地裁竹田支部庁舎外1庁エレベーター設備保守点検業務（以下「業務」という。）に関し、発注者大分地方裁判所と受注者●●とは、別紙契約条項により契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和8年4月●日

発注者 大分市荷揚町7番15号
大分地方裁判所
支出負担行為担当官
大分地方裁判所長 ● ● ● ●

受注者 (住所) ●●
(社名) ●●
代表取締役 ● ● ● ●

(別紙)

契 約 条 項

(業務の内容等)

第1条 業務の内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 内 容 別紙第1仕様書のとおり
- (2) 契約金額 金●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額金●●円)
内訳は別紙第2契約金額等内訳書のとおり

(契約保証金)

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、受注者が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、受注者は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡することができる。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは、原則として禁止する。ただし、受注者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ(1)の通知事項を記載した書面をもって申請し、発注者が(2)の条件を付した上で書面により承諾した場合は、この限りではない。

(1) 通知事項

- ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の範囲
- ウ 再委託の必要性
- エ 契約金額

(2) 条件

- ア 履行確保及び責任については、すべて受注者が負うこと。
- イ 受注者において、委託先業者の業務状況をすべて把握できていること。
- ウ 委託先業者が知り得た情報は、受注者の責任において業務目的以外で使用させないこと。

(業務の監督)

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて、次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の検査
- (2) 業務の立会、指示、承認及び協議
- (3) 作業に使用する部品等の検査

(業務完了の検査)

第6条 受注者は、業務が完了した場合には、書面（業務完了報告書又は点検結果報告書等）によりその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務を完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

(代金の支払)

第7条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、別紙第2契約金額等内訳書のとおり、遅滞なく適法な支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅滞の賠償)

第8条 発注者は、約定期間内に代金の支払いをしなかった場合には、受注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅延した場合には、発注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。
- 3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては契約金額のうち当該業務に対応する金額に対し、遅延日数に応じて、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合には、その支払いを要しないものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項及び第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査

を完了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（秘密の保持）

第10条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（危険負担等）

第11条 この業務の履行により生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合、又は天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 受注者は業務の遂行その他の行為により、発注者に損害（部品等の瑕疵を原因として生じた損害を含む。）を与えた場合は、発注者の損害賠償請求に応じなければならない。

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、業務終了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条第2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第6条第2項又は第3項の規定に基づく検査完了後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（発注者の契約解除権）

第13条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別紙第1仕様書に違反したとき（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとしたとき

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとしたとき

- (4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第14条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項若しくは別紙第1仕様書に違反したとき（第3号を除く。）
ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、業務を施行することが不能となったとき
- (3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務が完了し、検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第15条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を、発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の

4 第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われた場合は、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定したときにおける当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わない場合は、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人又

は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認した場合、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じない場合は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 発注者は、第18条、第19条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第18条、第19条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第15条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当要求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたときを除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第25条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙第1)

仕 様 書

1 件名

令和8年度大分地裁竹田支部庁舎外1庁エレベーター設備保守点検業務

2 履行場所

- (1) 大分地方裁判所竹田支部庁舎 大分県竹田市大字竹田2065-1
- (2) 豊後高田簡易裁判所庁舎 大分県豊後高田市玉津894

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約の種類

フルメンテナンス契約

5 対象設備

別紙1「設備等一覧表」のとおり

6 業務内容

(1) 定期点検（月1回）及び保守等

ア 受注者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」（以下「共通仕様書」という。）に従って点検及び保守を行う。

なお、定期点検を実施した場合は、実施した日の翌日から起算して5日以内（期間から裁判所の閉庁日を除く。）に発注者に点検報告書（書式適宜）を提出する。

イ 点検及び保守の範囲は、共通仕様書に記載された対象設備（人事院規則の適用を受ける。）に該当する項目とする。

ウ 受注者は、フルメンテナンス契約の目的及び共通仕様書に従い、適切な調整、部品交換及び清掃等の整備を的確に履行する。

なお、設備を常に良好な状態に保つために必要な部品の修理及び交換は、共通仕様書で「修理、取替え及び交換等」の範囲に含まれないものを除き、受注者の負担とする。

また、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するよう配慮する。

エ 受注者は、本業務に使用する交換部品類において、製造者の規格（純正）品を使用し（潤滑油類は、製造者の推奨する適正な調合のものを使用するものとする。）、緊急時に速やかにエレベーターを復旧するための、交換用部品、消耗品等を合理的に必要な量を確保する。

なお、発注者は受注者に対し、部品等の確保状況について説明及び確認を求めることができる。

オ 受注者は、不時の障害発生又は発注者の要請があった場合には、速やかに技術員を派遣し修理調整を行い、その結果を速やかに発注者に適宜な方法により報告するとともに、実施した日の翌日から起算して5日以内（期間から裁判所の閉庁日を除く。）に発注者に報告書を提出する。

なお、故障等の緊急時には、原則として通報受信後30分以内に到着し復旧対策を実施する。

カ 受注者は、緊急時対応を行う際の体制表（当該物件の監視センターの所在地及び担当する拠点を明らかにする。）を契約締結日までに発注者に提出し、体制に変更等が生じた際は、その都度新しい体制表を提出する。

キ 受注者は、4月の点検において別紙2「令和8年度整備計画」以外に整備が必要と判断した場合は、4月の点検が終了した日の翌日から起算して14日以内（期間から裁判所の閉庁日を除く。）にその詳細及び具体的な意見を記載した書面を発注者に提出する。

なお、同書面により報告された作業の実施時期については、発注者と別途協議することとし、実施した場合は、実施した日の翌日から起算して30日以内（期間から裁判所の閉庁日を除く。）に発注者に作業完了報告書（作業前、作業後の写真を添付）を提出する。

ク 受注者は、対象設備における翌年度に整備が必要な部品（軽微な消耗品を

除く。)の更新計画案(翌年度整備計画案)を、10月末日までに、適宜の様式で発注者に提出し、発注者の求めに応じて、その内容につき具体的に説明する。

(2) 定期検査(月1回)

受注者は、人事院規則10-4第32条に基づく定期検査を行い、検査を行った日の翌日から起算して5日以内(期間から裁判所の閉庁日を除く。)に発注者に別紙様式「エレベーター定期検査結果記録書」を提出する。

なお、検査項目は、別紙様式「エレベーター定期検査結果記録書」の点検箇所欄記載の項目のうち、対象設備に該当する項目とする。

(3) 定期点検(年1回)

受注者は、建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を行い、その結果について、平成20年3月10日付け国土交通省告示第283号で定める様式に準じて記録・報告書作成の上、点検が終了した日の翌日から起算して30日以内(最終日が休日であった場合は直前の開庁日までとする。)に発注者に提出する。

なお、点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、平成20年3月10日付け国土交通省告示第283号に基づき、実施すること。

おって、点検実施者は、一級建築士、二級建築士又は昇降機等検査員のいずれかの資格を有する者とする。

(4) 遠隔における監視及び点検

受注者は、共通仕様書に従って、安全性確保の観点から、エレベーターの運行状態を良好に保ち、故障や事故を未然に防ぐために、常に遠隔にて機器の状態を監視、記録、収集し、機器の変調を捉えて診断するための装置(「遠隔監視装置」及び「遠隔点検装置」。以下、「遠隔監視装置等」という。)を設置し、電話回線を介し、監視センターで常時、以下の監視及び状態の点検を行う。

なお、監視センターは24時間体制とし、エレベーターの運行状態確認、監視及び状態の点検を行う。

おって、以下ア、イの業務については、その結果を毎月の業務が終了した日の翌日から起算して14日以内（期間から裁判所の閉庁日を除く。）に発注者に提出する。

ア 遠隔監視

次に掲げる異常状態等の発生を常時監視し、異常状態等が生じたときは、信号の自動発報等により監視センター等でその内容を把握し、速やかに技術員を派遣し適切な処置をとる。

なお、エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内と監視センター等との間で直通通話することができることとする。

① 閉じ込め、②起動不能、③電源異常、④エレベーター制御盤異常、⑤制御システム異常、⑥遠隔監視装置異常

イ 遠隔点検

共通仕様書に基づき、運転状態等を常時監視し、各状態についてのデータを記録、収集、点検を行い、異常発生の原因となる機器の状態変化（変調）が生じたときは、信号の自動発報等により監視センター等でその内容を把握し、故障や事故の発生前にその変調を処置する。

ウ 遠隔監視装置等の設置等

(ア) 遠隔監視装置等（電話加入権を含む。）は受注者の所有とし、設置及び経費は受注者の負担とする。ただし、遠隔監視装置等の設置を完了するまでの期間は、1日1回以上はエレベーターの状態についての蓄積されたデータの確認及び異常を検知したエレベーターの点検を行うこととする。

(イ) 遠隔監視装置等設置後、発注者は前記ア及びイの履行状況について、受注者立ち会いの下に監視センターで確認することができる。

7 技術資料と技術員の条件

受注者は、本業務を確実に履行し、機器を常に良好な状態に保つために以下のことを遵守する。

(1) 技術資料

技術員が業務を実施するために使用する当該機種の保守技術資料を保有し、発注者の要求に応じて、速やかにこの資料の提示と具体的な説明をすること。

(2) 技術員の条件

検査、点検及び修理等、実際に作業を行う技術員は、受注者が直接雇用契約を締結した者であり、各装置に熟知し、役務で提供するために必要な専門知識を有する者で、その責任者は、昇降機等検査員であること。

(3) 技術員等一覧表

契約締結後、4月期の点検日（不時の障害発生等により同点検日より前に技術員を派遣する場合も含む）前までに業務責任者を定め、本業務を担当する全技術員の経験年数及び建築士登録番号、昇降機等検査員資格証番号（有資格者のみ）と併せて記載した一覧表を発注者に提出すること。

なお、有資格者については、その資格を疎明する書面（免状写し、資格証写し等）を提出すること。

また、技術員等が変更となる場合も同様とする。

8 業務に関する報告

発注者は、本業務の履行状況につき、以下の事由により疑義が生じた場合は、受注者に対して速やかに書面をもって、その理由を報告させることができる。

- (1) 同一機種が同様の故障を繰り返した場合
- (2) 本仕様書に記載している内容の資料や説明に具体性、合理性が欠けた場合
- (3) 虚偽の記載、説明や報告があった場合

9 業務上の注意

- (1) 遠隔監視装置等の撤去にかかる経費は、受注者の負担とする。
- (2) 高さ2m以上の高所作業を行う場合は、労働安全衛生法等関係法令に従い安全対策を講じること。
- (3) 点検等の作業後は、運転調整を行い、機器が正常に作動することを確認する。

- (4) 本業務により生じた廃材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に従い適正に処分する。
- (5) 受注者は、本業務従事者等の事故防止について万全の措置をとり、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告し、全て受注者の責任において処理する。
- (6) 受注者は、本業務を行うに当たり、対象箇所及びその周辺の施設、設備及び備品等（以下「施設・設備等」という。）を損傷しないように必要な養生を行う。
- (7) 本業務に伴い施設・設備等の汚破損が生じた場合には、速やかに発注者に報告し、全て受注者の責任において原状回復を行う。
- (8) 本業務に必要な資機材及び運搬費は、受注者の負担とする。
- (9) 本業務に必要な光熱水料については、発注者の負担とする。
- (10) 受注者は、作業員に統一の制服又は腕章等を着用させ、本業務に従事する者であることを明確にする。
- (11) 受注者は、発注者の許可のない場所へみだりに立ち入らず、作業員の休息、休憩は、発注者の指定した場所のみで行う。
なお、庁舎及び敷地内は禁煙であるため厳守すること。
- (12) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10 その他

- (1) 対象設備に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から発注者が特定行政庁に報告する必要があるときは、発注者の求めに応じて報告書の作成に協力するなど保守点検業者の立場から発注者に対して必要な協力を行うこと。
- (2) 本業務において必要な事項については、発注者の指示に従うものとする。

(別紙1)

設備等一覧表

項目		大分地方裁判所竹田支部	豊後高田簡易裁判所
1 基本仕様	(1) 設置年度	平成22年	平成30年
	(2) 用途	乗用 (身体障害者兼用)	乗用 (身体障害者兼用)
	(3) 機械室	-	-
	(4) 積載量	900kg	900kg
	(5) 定員	13名	13名
	(6) 速度	45m/min	45m/min
	(7) 停止数	3	2
2 付加装置	(1) 車いす仕様	有	有
	(2) 地震時管制運転(S波、P波)	有	有
	(3) 火災時管制運転	有	-
	(4) 自家発管制運転	-	-
	(5) 停電時自動着床装置 (ロープ式用)	有	有
	(6) オートアナウンス装置	有	有
	(7) 遠隔監視装置 (故障自動通報システム)	有	有
	(8) マルチビームドアセンサー	有	有
	(9) 遮煙性能付乗場戸	有	-
	(10) 戸開走行保護装置	有	有
3 機種・型式	AXIEZ		
4 製造メーカー	三菱電機株式会社		

(別紙2)

令和8年度整備計画

対象号機	整備内容	実施月
竹田支部	整備計画なし	—
豊後高田簡易裁判所	整備計画なし	—

(別紙様式)

エレベーター定期検査結果記録書

(号機)

(庁名)

検査年月日 令和 年 月 日		検査者の所属 及び氏名		検査立会者 の氏名		安全管理者 (担当者)氏名	
点 検 箇 所		状 態		異 常		状 態 及 び 措 置	
		良	否	有	無		
機 械 室	巻 上 げ 機						
	電 動 機						
	制 動 機						
	制 御 盤						
	調 速 機						
	コ ン ト ロ ー ラ ー						
	M G						
昇 降 路	ガ イ ド レ ー ル						
	ワ イ ヤ ロ ー プ						
	リミットスイッチ						
	ピットリットスイッチ						
	ホールインターロック スイッチ						
昇 降 体	非 常 通 報 装 置						
	か ご 上 ス イ ッ チ						
	非 常 灯						
	安 全 装 置						
そ の 他	ピ ッ ト 清 掃 状 態						
	ホ ー ル ボ タ ン						
	イ ン ジ ケ ー タ ー						
	ウ ェ ー ド の 透 き 間						

(注) 該当箇所に○を記入する。

(別紙第2)

※業務実施月については、令和7年度実施分を参考記載

契約金額等内訳書

1 大分地方裁判所竹田支部庁舎

・業務計画

業務内容	内訳	業務実施月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フルメンテナンス保守 (定期点検, 緊急対応 含む。)	1M点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3M点検	○			○			○			○		
	6M点検	○						○					
	1Y点検									○			
定期検査 (人規)	1M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定期点検 (建基)	1Y									○			
遠隔監視	24h	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遠隔点検	24h	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

・業務別金額内訳

(単位 円) (税込)

業務内容	内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
フルメンテナンス保守 (定期点検, 緊急対応 含む。)	1M点検													
	3M点検													
	6M点検													
	1Y点検													
定期検査 (人規)	1M													
遠隔監視	24h													
遠隔点検	24h													
定期点検 (建基)	1Y													

2 豊後高田簡易裁判所庁舎

・業務計画

業務内容	内訳	業務実施月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フルメンテナンス保守 (定期点検, 緊急対応 含む。)	1M点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3M点検	○			○			○			○		
	6M点検	○						○					
	1Y点検										○		
定期検査 (人規)	1M	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定期点検 (建基)	1Y										○		
遠隔監視	24h	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遠隔点検	24h	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

・業務別金額内訳

(単位 円) (税込)

業務内容	内訳	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
フルメンテナンス保守 (定期点検, 緊急対応 含む。)	1M点検													
	3M点検													
	6M点検													
	1Y点検													
定期検査 (人規)	1M													
遠隔監視	24h													
遠隔点検	24h													
定期点検 (建基)	1Y													

支払内訳 (税込)

第1四半期 (4~6月)	
第2四半期 (7~9月)	
第3四半期 (10~12月)	
第4四半期 (1~3月)	
合計	